

介護保険住宅改修申請書作成上の注意点について

令和4年4月 大洲市高齢福祉課

申請書作成上の注意点

- ▼ 記入すべきところが間違いなく記載されているか確認してください。
 - 【注意】・「改修費用」「申請日」は必ず空白にしてください。
 - ・市長名の記入にご協力をお願いします。
- ▼ 振込先の金融機関名や店名を正しく記入してください。
 - 【注意】・農協口座の場合「JAバンク」となっている例が多く見受けられます。
 - ・ゆうちょ口座の場合、他金融機関からの振込用の店名と口座番号を記入してください。
 - 不明な場合はゆうちょ銀行HPで変換してください。
(https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html)
- ▼ 申請書の右上、右下には承認用に空白が必要ですのでご協力をお願いします。
- ▼ 申請者、代筆者が手書きの場合は押印不用です。
 - 【注意】・パソコンで入力した場合は引き続き押印が必要です。

住宅改修全般における添付資料作成上の注意点

審査を行う保険者（市担当者）が要介護者とその住宅の状態を読み取ることができ、改修の必要性を判断できる理由書・見取図・写真を作成してください。

- ☆ 改修箇所別のみの内訳では、対象工事の振分けがわからないことがあるため、見積書には改修箇所別・改修種類別の内訳を記載してください。
- ☆ 厚生労働省が示した住宅改修の見積書様式を参考にして作成してください。標準様式と必ずしも同じである必要はありませんが、それに準ずるもので、必要な項目を記載したものである必要があります。
- ☆ 複数の住宅改修業者から見積もりを取り、比較検討されることをおすすめします。担当ケアマネージャーの方は、複数見積もりの必要性について説明した経緯について理由書の該当項目にチェックしてください。【令和4年度から】
- ☆ 写真には撮影日を入れてください。日付焼付け機能のないカメラの場合、撮影日を記入した黒板等を一緒に撮影してください。

☆ 見取図には改修が必要な理由に沿った動線（寝室からトイレ等）を表示してください。特に手すりや段差解消、床材の変更などの場合は動線の記載がないと改修が必要な場所がわかりません。

☆ ドア的位置や開きがわかる見取図にしてください。

☆ 改修する住宅の所有者が本人または配偶者以外の場合の「住宅改修の承諾書」には住宅改修を行う住宅の所在地を記載してください。住宅の所有者が複数いる場合は、それぞれから承諾が必要です（一枚で連名でも可）。また所有者がすでに亡くなっている場合は、相続人による承諾書が必要になります（所有者が配偶者であっても、死亡の場合は承諾書が必要です）。

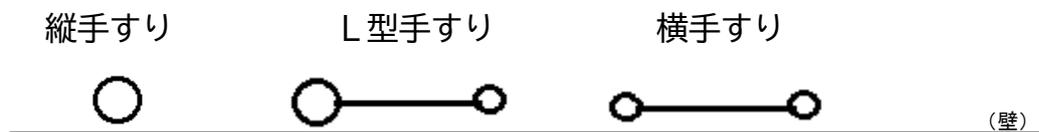
住宅改修の種類別 添付資料作成上の注意点

◎:理由書 □:見取図 ○:施工前写真(完成予定図) ●:施工後写真

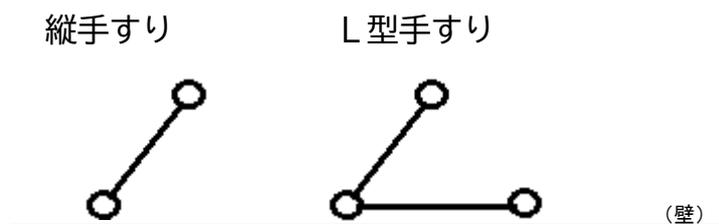
1. 手すりの取付け

□ 手すりは設置する壁と平行に表示し、縦手すりやL手すりは大きめの丸で表すなど、わかりやすい表示にしてください。

【わかりやすい例】



【わかりにくい例】



□ 特に「ドアの開閉時に手すりを持つ」場合、ドアの開き方向がわかるよう表示してください。

○ 床からの高さがわかる写真にしてください。

○ 理由書に沿った写真にしてください。

☆ 上がり框など、段差の昇降のための手すり…段差との関係もわかる写真

☆ 立ち座りのための手すり…トイレや浴槽との関係もわかる写真

◎ 着脱式手すり（取り外しできるもの）については、担当者が必要性を認める場合は給付対象となることがありますので、事前申請前にご相談ください。

2. 段差の解消

- 段差にメジャーを当てた写真とその近接写真を添付してください。
- カタログに載っていない踏み台やスロープを製作する場合は大きさ（幅・奥行き・高さ）を記載してください。
- 踏み台やスロープの固定部分の拡大写真を添付してください。

3. 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ◎ 滑りやつまずきの防止のための床材変更が対象となります。

【対象外のもの】

- ・ 清潔の維持や転倒時の怪我防止のための改修は対象外です。

4. 引き戸等への扉の取替え

5. 洋式便器等への便器の取替え

- ◎ 立ち座りを容易にするためや転倒予防のために和式便器から洋式便器への改修は対象となりますが、古くなった等の理由による改修は対象外です。

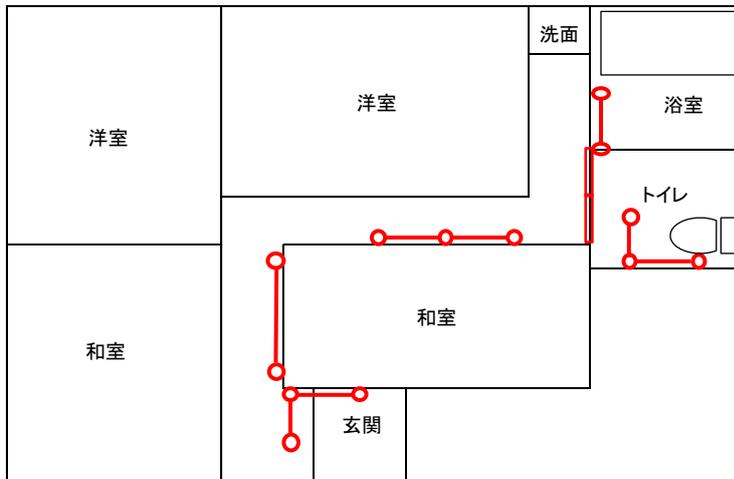
6. その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

理由書に沿った見取図の作成例

【理由書の内容(概要)】

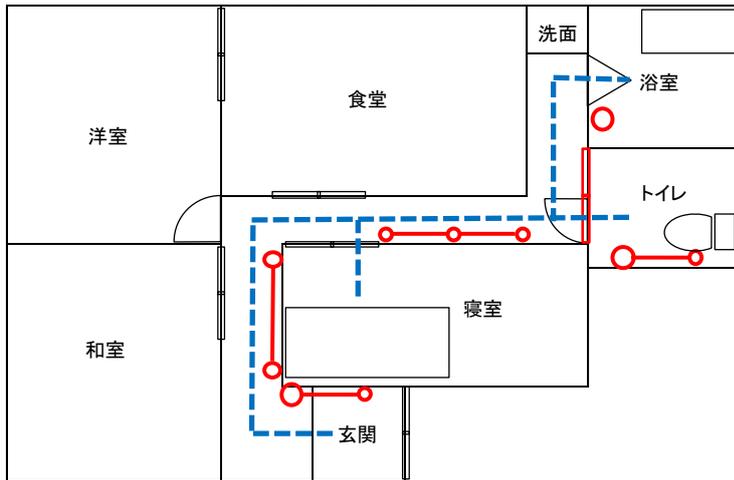
- 歩行や立ち座りにふらつきがあり、屋内は杖使用で伝い歩き。転倒の危険性が高い。
- …寝室からトイレ・玄関への移動経路につかまるものがないため手すりを設置する。
- …玄関の上がり框にL字手すりを設置する。
- …立ち座りの安定のためトイレ横にL字手すりを設置する。
- …浴室出入り時の転倒を防ぐため出入口に縦手すりを設置する。
- …トイレの扉の開閉が困難なため、開き戸から引き戸に変更する。

【×わかりにくい見取図の例】



- ・ 部屋が「洋室」「和室」と書かれているため、理由書に書かれている「寝室」がどこなのかわからない。
- ・ ドアや動線の表示がなく、移動経路がわからないため理由書に記載された改修の必要性が確認できない。また、トイレ扉の現況が不明。
- ・ 縦手すりやL字手すりが横から見たような図になっていてわかりづらい。浴室の手すりはドアの表示がないこともあり特にわかりづらい。

【〇わかりやすい見取図の例】



- ・ 理由書に書かれている「寝室」がどこなのか表示されている。
- ・ ドアや動線の表示があり、理由書に記載された改修の必要性が確認できる。
- ・ 縦手すりやL字手すりの表示が適切であり位置や大きさの確認が容易である。

その他注意点

- 1 介護保険住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認めません。許可なく事前申請の内容と異なる改修を行った場合は、保険給付の対象外となる可能性があります。やむをえない理由で工事内容に変更が生じる場合は、必ず事前に担当ケアマネージャーより住宅改修担当者にご連絡してください。また、変更が認められた場合でも、事後申請時に変更の理由書等、変更に伴う追加書類の提出が必要になりますので、住宅改修担当者にご確認ください。
- 2 入院中、入所中、または介護認定新規申請中の利用者の、事前申請承認後の工事着工は可能ですが、事後申請は退院、退所、認定審査会後になります。したがって退院、退所、認定前に工事を行った場合、他院、退所できない、または認定結果が「非該当」となったときには全額自己負担になります。
- 3 同様に、介護保険福祉用具購入申請も、入院、入所、認定申請中は行うことができません。申請は必ず退院、退所、認定審査会後に行ってください。
- 4 その他、申請や工事内容について質問等ございましたら、大洲市高齢福祉課介護保険管理係にお問い合わせください。